

葛飾区障害者施策推進計画策定委員会設置要綱

平成17年1月4日  
16葛福福第617号  
区 長 決 裁

(設置)

第1条 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等に対する施策を総合的かつ効率的に推進する計画を策定するため、葛飾区障害者施策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者施策推進計画について審議すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画について審議すること。
- (3) その他障害者施策推進計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害者施策推進計画等」という。）の策定上必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱する次に掲げる委員をもって構成する。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 学識経験者         | 1人    |
| (2) 障害者団体を代表する者   | 8人以内  |
| (3) 関係施設・団体を代表する者 | 14人以内 |
| (4) 公募区民          | 3人以内  |
| (5) 区職員           | 6人以内  |

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者施策推進計画等を策定する日までの間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）において会長を務める学識経験者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、協議会において副会長を務める医療関係者とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、及び意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庁内検討会)

第8条 委員会の効率的な運営を図るため、関係各課による庁内検討会を設置する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

## 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会委員名簿

任期：令和5年7月5日～令和6年3月31日

		氏 名	所属団体名又は職名
委員長	(1人)	綿 祐二	日本福祉大学
委 員	障害者団体を 代表する者 (8人)	小宮 康司	葛飾区聴力障害者協会
		根本 文夫	葛飾区手をつなぐ親の会
		宮崎 千枝子	葛飾特別支援学校PTA
		住谷 道子	葛飾区肢体不自由児者父母の会
		小関 盛通	葛飾区地域腎友会
		佐藤 英明	高次脳機能障害者 家族会 かつしか
		滝口 薫	葛飾パーキンソン病友の会 げんき会
		三木 明子	葛飾区重症心身障害(児)者を守る会
	関係施設・団体を 代表する者 (14人)	長田 うめ子	かがやけ福祉会
		小堀 あゆみ	のぞみ発達クリニック
		奥村 亜矢子	アムネかつしか
		吉永 洋子	むう
		中田 久	葛飾区民生委員児童委員協議会
		信太 憲太郎	葛飾区社会福祉協議会
		(副委員長) 三尾 仁	葛飾区医師会
		小野寺 信明	墨田公共職業安定所
		吉田 博	葛飾区介護サービス事業者協議会
		寺田 康世	よつぎ療育園
		野村 千秋	葛飾区歯科医師会
		野口 尊司	連合葛飾地区協議会
		下山 利博	かつしかVネット
		大久保 智紀	東京都社会保険労務士会葛飾支部
	公募区民	(2人)	小網 有世
林 勝則			公募区民
区職員	(6人)	吉本 浩章	葛飾区政策経営部長
		新井 洋之	葛飾区福祉部長
		清古 愛弓	葛飾区健康部長
		鈴木 雄祐	葛飾区子育て支援部長
		吉田 眞	葛飾区都市整備部長
		中島 俊一	葛飾区教育委員会事務局教育次長